

各種申告の受付が始まります

① 平成24年分所得税還付申告の受付開始 ①

町では、1月31日(木)から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は、国税庁のホームページで作成することができます。

毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月31日(木)以前については、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いします。

① 家を取壊した方は家屋の滅失届を ①

■ 1月31日(木)までに！ ■

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、1月31日(木)までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。

① 償却資産の申告を忘れていませんか？ ①

■ 申告は1月31日(木)まで ■

▼ 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。



償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

① おうちで作成 ネットで申告 e-TAX ①

e-TAXは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行なうことができます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます。

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-TAXで直接送信できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください)

最高3,000円の税額控除を受けることができます。

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期間内のe-TAXで行なうと、所得税額から3,000円の電子証明書等特別控除を受けることができます。(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回)

添付書類の提出又は指示を省略できます。

所得税の確定申告をe-TAXで行なう場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略できます。(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付金を早く受け取ることができます。

e-TAXで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)

24時間いつでも利用可能です。

所得税の確定申告期間中は、24時間e-TAXの利用が可能です。

この機会に是非e-TAXをご利用ください！

手続などの詳しい内容は、e-TAXホームページ【(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)】をご覧ください。

■ 問合せ先 室蘭税務署 ☎0143-22-4151

